



健 第 7 2 2 号

令和5年9月19日

各医療機関管理者 様

和歌山県福祉保健部健康局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の
移行について (依頼)

平素は本県の医療行政、とりわけ新型コロナウイルス感染症患者への対応に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日以降の医療提供体制の移行について、令和5年9月15日付け事務連絡により、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から通知がありました。

これまでの標記感染者に対する入院医療については、病床確保事業により、幅広く病床を確保してきたところですが、通常医療への一段の移行を進めるためには、感染状況や患者の容態に応じた病床の確保が必要となります。

加えて、今後は通常医療との公平性・効率的な病床運営を考慮し、感染状況に応じた効率的・効果的な運用が必要となるため、確保する病床は重症患者等に対応できるものとしなければなりません。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症患者の入院については、下記のとおり運用することとしますので、御協力よろしく申し上げます。

また、G-MISを用いて、感染状況把握や入院調整、段階移行の判断等を行うため、日次報告(特に「受入可能病床数」、「入院患者数」の項目)入力等の御協力をよろしく申し上げます。

記

- ・新型コロナウイルス感染症患者の受入は、基本的に県内すべての病院、有床診療所の一般病床で行う。

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課
感染症対策班 担当 奥村・仲・田村
電 話 : 073-441-2955 F A X : 073-428-2325